地域密着型通所介護、札幌市通所型サービス

重要事項説明書

１．　事業の目的

事業者は、適切な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、および介護職員等が、要介護者または要支援者に対して、各種の適切なサービスを提供し、自立の助長、心身機能の維持・向上を図ると共に、家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る事を目的とする。

２．　運営方針

事業所は、利用者が要支援・要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活の支援および各機能訓練を行います。

また、事業の運営にあたっては、関係市町村保険者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、各居宅サービス事業者、その他の医療・保健・福祉サービスを提供する機関との密接な連携を図り、統合的なサービス提供に努めます。

３．　事業所の概要

⑴　地域密着型通所介護および札幌市通所型サービス事業所

所在地　　：札幌市東区北 34 条東 17 丁目 1-26 LEE 新道東１F
事業所番号　　：０１９０２０２１７６（札幌市指定）
利用定員　　：１８名／日（各単位）
＊地域密着型通所介護および通所型サービスとの合計定員
実施地域　　：札幌市東区・北区

機能訓練室　　１１５．９８㎡
トイレ　　２ヶ所
消防設備　　誘導灯（1ヶ所）、消火器１本
静養ベッド　　１台

⑵ 主たる職員およびその業務

管理者	１名	全体の管理、相談・苦情窓口になります。
生活相談員	１名以上	通所介護計画の作成、相談援助を行います。
機能訓練指導員	２名以上	ADL の維持、向上のための機能訓練を行います。
看護師	１名以上	看護業務全般、口腔機能訓練、健康相談を行ないます。
介護職員	２名以上	介護業務、レクリエーション、送迎等を行います。

⑶ 営業日及び営業時間並びにサービス提供時間

営業日　　月曜日　～　金曜日　（水曜日の午後は除く）

※事業所の定めた祝日は休業です。

※悪天候の際は、状況に応じて休止する場合があります。

営業時間　　午前９時　～　午後 17 時

提供時間　　①単位　午前 9 時 00 分 ～　午後 12 時 10 分（送迎時間は含みません）

②単位　午後 13 時 30 分 ～ 午後 16 時 40 分（送迎時間は含みません）

⑷ サービスの内容

機能訓練のための運動指導・相談、レクリエーション、認知症予防プログラム

４．　料金表

⑴　保険内のサービス

別紙のとおりになります。

⑵ 保険外のサービス

・紙おむつ 200 円/1 枚　　・リハビリパンツ 200 円/1 枚

・パッド 40 円/1 枚　　・不織布マスク 50 円/1 枚

・外出参加費　（希望者）300 円～（遠方は増額の場合があります）

・ウォーターマッサージベット（希望者）200 円/1 回

⑶ 利用料金のお支払い方法

・利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額を翌月に利用明細を添えて請求いたします。

・お支払いは現金支払い、又は口座振替となります。振替手数料 99 円は、利用者負担となります。

５．　利用の中止、変更および追加

①　ご利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービス利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業所へ申し出てください。

ただし、サービスの利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の労働状況によ

りご利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合もありますので、その場合には他の利用可能日を提示し協議することとします。
② ご利用者の都合により３か月以上のご利用がなかった場合、自動的にサービスを終了いたします。

６． 地域密着型通所介護および札幌市通所型サービスのキャンセルについて

① 地域密着型通所介護および札幌市通所型サービス提供日の前日１７時までにご連絡をお願い致します。

7. サービス利用の留意事項

留意事項として、以下の禁止事項を故意に繰り返し行う場合はサービスの中止をお願いする場合がございます。

⑴ 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。
⑵ 事業所での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わない。
⑶ 他の利用者の迷惑になる行為は行わない。
⑷ 金銭等の管理は各自で行う

8. 緊急時の対応方法

サービスの実施中に、利用者の病状に急変時が生じた場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主　治　医	主治医名	
	連絡先	
緊急時連絡先（家族等）	氏名	
	連絡先	

9. 非常災害対策

非常災害対策に関しては、具体的な計画を作成し、責任者を定めておくとともに、非常災害に備えて定期的に避難、救出訓練を行います。

防火責任者	鈴木　亜紀子
消防計画	防災組織完備
消防訓練	消防計画に基づく訓練　年２回 ＊防災設備は、専門の業者により年２回の定期点検を実施しております。

１０． 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得

ない場合　除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録を行います。

１１．事故や緊急時における対応方法について

従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるます。

２　サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

３　事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

４　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

１２．衛生管理等

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じる。

⑴　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

⑵　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

⑶　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

１３．高齢者虐待時の対応

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

⑴　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

⑵ 虐待の防止のための指針を整備します。

⑶　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

１４．業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１５．地域との連携など

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
2　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
3　事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表します。

１．苦情対応の窓口

（１）当事業所における苦情やご相談は次の窓口で受け付けます。

デイサービス　あすなろくらぶ
住所：札幌市東区北 34 条東 17 丁目 1-26 LEE 新道東ビル１F
電話番号：０１１－２９９―７２９６
＊苦情・相談等につきましては、営業時間にお受けいたします。

苦情受付担当者	鈴木　亜紀子　電話　０１１－２９９－７２９６
苦情解決責任者	鈴木　亜紀子　電話　０１１－２９９－７２９６
第三者委員	中川　清子　　電話　０１１－２１８―７０６０

（２）行政機関等

北海道国民健康保険団体連合会 （介護サービス苦情処理委員会）	電話　０１１－２３１－５１７５
札幌市東区保険福祉課（相談担当）	電話　０１１－７４１－２４６６

１６．第三者評価の実施状況

実施なし。

説明年月日　　令和　　年　　月　　日

事業者

所在地　　札幌市中央区北５条西６丁目１番２３号
名　称　　株式会社 エナジーバンクウェルネス
代表者名　　代表取締役　品川　功　　㊞

事業所

所在地　　札幌市東区北 34 条東 17 丁目 1-26
LEE 新道東ビル１F
名　称　　デイサービス あすなろくらぶ
管理者名　　鈴木　亜紀子

説明者名　　㊞

上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者　　住所

氏名　　㊞

代筆者　　住所

氏名　　㊞
（続柄　　）